

令和4年度 第1回 長野県契約審議会 (Web 会議)

日 時 令和4年9月8日 (木)

13時30分～15時50分

場 所 長野県庁西庁舎 111号会議室 (事務局)

1 開 会

○小池企画幹

本日は、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから、令和4年度第1回長野県契約審議会を開催いたします。

私は本日の司会を務めます会計局契約・検査課の小池でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の次第に従いまして進行してまいります。

本日は10名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、長野県契約審議会規則第4条第2項の規定による過半数の定足数を満たしております。従いまして、会議が成立していることをまず御報告いたします。

また、この審議会は公開での御審議となり、会議録は後日県のホームページで公表されますので、あらかじめお知らせします。なお、会議の終了時刻につきましては、午後4時頃を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

ここで報道機関の皆様、傍聴の皆様方へお願いがございます。本日の資料は今後の検討により修正される可能性がございますので、その点に十分御留意いただくようお願いいたします。

それでは初めに、県を代表しまして、会計管理者兼会計局長の鈴木より御挨拶を申し上げます。

○鈴木会計管理者兼会計局長

会計管理者兼会計局長の鈴木英昭でございます。本年度初めての審議会となりますので一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

碓井会長様はじめ、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中御出席を賜り、誠にありがとうございます。

当審議会につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度来書面審議やウェブでの開催となっておりますけれども、委員の皆様方には、契約に関する様々な案件につきまして、これまで熱心に御審議をいただいておりますことに、心より感謝を申し上げます。

おかげさまで、長野県の契約に関する条例に基づく取組方針につきましては、全部で96項目に拡充をし、そのうち93の項目につきまして取り組を進めているところでございます。本日もこの後、様々な案件につきまして御説明をさせていただきますけれども、委員の皆様方には、専門的な知見やこれまでの御経験を踏まえ、忌憚のない御意見を頂戴できればと思っております。

条例の基本理念にありますように、県の契約を、適正で総合的に優れた内容のものとするため、委員の皆様方には引き続きの御理解と御協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いたします。

○小池企画幹

それでは会議事項に入ります。議長につきましては、長野県契約審議会規則第4条第1項の規定により、会長が務めることとなっておりますので、碓井会長に会議事項の進行をお願いいたします。よろしくお願いたします。

○碓井会長

会長を務めさせていただいております、碓井でございます。

会議の中身に入る前に、少し皆様にお断りというか、申し上げたいと思います。

事前に、今回の契約審議会の進め方について、久しぶりに対面でやるのはどうか、という御相談を受けたのですが、新型コロナウイルスについて、私ども、やや下火になってきて油断しているかもしれないのですが、当初の頃の恐れていたときの感染者数から言いますと、多分、長野県内も大変な感染者数が毎日発生してると思いますし、私は横浜に住んでおりますが、万に近い数字もずっと続いてきております。吉野委員さんも多分そういうところにお住まいなのではないかと思っております。

そういう中で、新型コロナウイルスを引き連れて長野に赴くのはいかがかということで、私は行かなければならないということになりそうだったものですから、差し控えさせていただくということをお願いして、今回もこのようにオンライン方式になったわけでありませう。

皆様方と、例えば会議の前にお目にかかって、直接顔を拝見して雑談もして、お人柄もお互いに分かり合っただけで会議を進めることが本当は好ましいことではありますが、今申し上げましたような事情で、今回もオンライン方式とさせていただきます。どうか、皆様には御了承をお願いしたいと思います。

2 会議事項

(1) 審議事項

ア 前回審議会の主な意見

○碓井会長

それでは、会議事項に入らせていただきますが、今日の会議事項は、審議事項が一つ、それから報告事項が複数ございます。

そのうちの、まず審議事項のア「前回審議会の主な意見」につきまして、まずは、事務局からの御説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、1ページの資料1を御覧ください。

6月に開催予定であった審議会中止の御連絡を差し上げた際にお送りいたしました、前回の令和3年度第3回契約審議会の主な意見を要約、また、類似の御意見についてはまとめるなどして、整理させていただいたものでございます。

内容は記載のとおりですけれども、表の右側にあります、事務局の回答・対応案のうち、下線部の部分は、前回審議会で説明しきれなかった部分になりますので、この後、建設部技術管理室より御説明をさせていただきます。

○事務局

建設工事に係る公募型見積合わせについて、前回の審議会で御意見いただきました、ダンピング対策と試行結果について説明いたします。

資料の2ページをお願いします。この制度は、近年頻発します大規模な自然災害に対応するため令和3年12月から試行しており、令和3年8月の豪雨で大きな被害を受けました木曾地域の災害復旧工事に適用しています。

「1 木曾地域の被害の状況」です。令和3年8月の豪雨により100か所、復旧費で46億円の被害が発生しております。この46億円は、木曾建設事務所の過去30年で最大規模の災害でございます。

「2 試行結果」です。(1)適用の経過です。①被害を受けた100箇所のうち、応急工事で対応しました5箇所を除く95箇所について、工事の内容や地域などを考慮して、36件の災害復旧工事にまとめて発注する計画を策定しております。

②発注計画において最も集中するときには、ひと月当たり24件の発注になり、これは木曾建設事務所の前年度の月平均発注件数5.2件の約5倍に相当する数になります。災害復旧は早期復旧が必要なため、発注の平準化が難しく、また河川工事の場合、梅雨など出水期までに一定の復旧を終える必要があります。

木曾は元々建設業者の数が少ない地域で、不調の心配が大きいことから、木曾建設事務所では、本制度の適用を判断したものです。

(2)実施の状況です。実施の状況につきましては資料に記載のとおりですが、落札率は94.6%から100%、平均落札率は99.4%でした。最も低い落札率は94.6%で、多くの入札で用いられる受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領に定める低入札調査価格94.5%を下回るものではありませんでした。

(3)結果として、①36件のうち33件で参加表明があり、見積に進んでおります。公告から落札決定までは平均27日で、同じ時期に木曾建設事務所で発注した同じ規模の総合評価落札方式に比べて、10日ほど短縮が図られております。

②参加表明がなかったものが3件ありましたが、参加表明があったもののリストを参考に、見積業者を選定しまして、見積依頼を行っております。手続に時間は要しましたが、3件とも契約に至っております。

③受注者に聞き取りを行いましたところ、「手続の期間が短くていい」という声があった一方で、「公告件数が多く、見積期間を短縮して5日から10日としているため、設計書の検証や、積算の時間が足りなかった」というような御意見をいただいております。

④また発注者からは、「参加表明がない案件でも確実に業者を選定できた」、「総合評価より事務の手間がかからなくてよい」というような意見がありました。

資料の3ページをお願いします。「3 今後の対応」です。

(1) ダンピング対策です。今回の試行ではダンピング対策を設けずに行いましたが、参加者を公募し、複数の参加者による価格競争を前提としており、随意契約であります。競争入札に似た手続を行うものであることから、ダンピングの可能性は排除できないものと考えております。

本制度の対象としております災害復旧事業は、通常であれば、受注希望型競争入札や、総合評価落札方式で発注される案件です。また、本制度自体、適用の機会や範囲が限られることから、既にある低入札価格調査制度と同じ基準・手続で行うことが、受注者・発注者とも対応しやすく混乱も少ないと考え、「受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領」を準用することとします。今後はダンピング対策を追加して、引き続き試行してまいります。

(2) 適用についてです。前回の審議会で御意見いただきました「大規模災害」と「制度の適用範囲」に関して、改めて説明いたします。

資料の4ページから22ページは、「大規模災害時における入札契約制度等の運用ガイドライン」です。令和元年、令和2年と2年続けて大きな災害があり、その都度、入札契約についての運用や緩和措置などに関する通知を出して対応しております。

具体的には資料5ページの「適用する取組」に記載の各取組について、個別に通知を出して対応してきたところですが、災害時に数多くの通知を出すため、見落としや分かりづらかったりということがありました。

この経験を踏まえ、被害が甚大かつ広域に及ぶと懸念される場合を「大規模災害」とし、大規模災害時に県として必要な取組をまとめて一括適用するために定めたものがこのガイドラインです。令和3年3月に作成し、令和3年8月豪雨災害に対して初めて適用しております。こちらは県のホームページに掲載しています。

このガイドラインを適用する大規模災害時における選択肢の一つとして策定したのが、建設工事に係る公募型見積合わせです。資料23ページをお願いします。建設工事に係る公募型見積合わせ試行要領です。こちらも県のホームページで公表しております。

大規模災害時の災害復旧工事の契約において、早期かつ確実に実施できる契約相手を短期間に選定するための制度として、その適用範囲は、試行要領の第2条(1)災害により通常の発注件数を大幅に超える工事の公告が短期間に集中するとき、(2)発生から概ね5ヶ月以内に公告を予定するものと定めております。

被害の状況は災害により様々で、地域の状況も異なるため、第2条(1)の「大幅に超える」や、「短期間に集中」について具体的な基準を設けておりませんが、今回の木曽の場合には平常時の約5倍の発注が集中する結果となっております。

現在のところ事例もまだ少なく、明確に何倍というような数字をお示しするところが難しいのですが、今後事例を重ねることで、この制度を必要とする場合の具体的な基準が見えてくるものと考えております。

なお、発生から概ね5ヶ月としておりますのは、災害復旧では一般に発生から3ヶ月以内に国の災害査定を受けまして、発注の準備に約2ヶ月を要することから5ヶ月としてお

ります。

この試行要領については、今後、先ほど申しましたとおりダンピング対策を講じた上で運用してまいります。また、大規模災害時の取組の一つとして、先ほどのガイドラインにも位置づけてまいります。

説明は以上です。

○碓井会長

以上で、この資料1の赤い部分の全部の説明が終わったというふうに理解してよろしいでしょうか。

○事務局

はい。

○碓井会長

分かりました。今お話のありました部分は、前回審議会の資料2で、「建設工事に係る公募型見積合わせの導入について」というのが取り上げられたわけであります。前回の資料の中にも「建設工事に係る公募型見積合わせの試行について」という資料がついておりました。

ただいま御説明いただいたところによりますと、その後ろのほうの23ページに、試行要領という大変詳しい資料が載っているということで、補充的な御説明をいただいたと位置づけられると思います。

いつもは前回の審議の内容の確認ということでお伺いしてるのですが、これはある意味で、新しい、詳しい情報も入ってるのですが、皆様から何か御質問等ありましたらお願いいたします。

吉野委員どうぞ。

○吉野委員

今お話を聞きました。それで今の建設工事に係る公募型見積合わせの試行結果と今後の対応についてに関しまして、幾つか質問をさせていただきたいと思えます。

まず、「2 試行結果」の(2)実施状況で、対象工事は木曾建設事務所発注の災害復旧工事36件とあります。そして、先ほどもお話ありましたが、参加者数は1件当たり1ないし2者、落札率は94.6%から100%、平均99.4%とございます。これはダンピング対策を講じていないにもかかわらず、こういう結果だということですね。

ただ、32ページにございます「受注希望型競争入札の実施状況について」というのがありますが、それを御覧いただきますと、下のほうの「地域別(10ブロック)の動向」というのがございますけれども、木曾地域では、平均参加者数は令和3年度で1.6者、令和4年度で2.5者、平均落札率は令和3年度で99.0%、令和4年度で98.1%ですね。

他の地域と比べましても、参加者は少ないし、落札率が高い数字が出ております。受注希望型競争入札の状況ですから、先ほどの36件はこれに含まれていないとは思いますが、元々木曾地域は参加者が少なく、競争環境が厳しくはないということで、公募型見積合

わせでもダンピング対策を講じなくても、結果的にたまたまというんですかね、それほど支障はなかったと言えるのではないかと思います、いかがでしょうか。まず、この1点お聞きしたいと思います。

○碓井会長

それでは、技術管理室をお願いします。

○事務局

建設工事に係る公募型見積合わせにつきましては、災害復旧工事への適用としています。災害復旧工事に関しては、一般的に価格競争で大きくコストを削減していくような要素が少ないため、比較的落札率が高かったというのが要因のひとつとして考えられます。

また、木曽地域は落札率が高い傾向があることは、委員御指摘のとおりです。

○吉野委員

ありがとうございました。木曽地域だけではよく分かりませんので、公募型見積合わせを試行した地域は他にあったのですか。ありましたら、具体的に木曽地域と比べてどうだったのか教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○碓井会長

技術管理室をお願いします。

○事務局

今回木曽以外の地域では、建設工事に係る公募型見積合わせを実施したところはありません。他の地域でも災害は多く発生しているのですが、通常の発注状況に比べて、それほど大きく発注件数が増える状況でなかったため、この制度を適用する必要はなかったということです。

○吉野委員

分かりました。では三つ目ですが、「2 試行結果」の(3)結果ですけれども、参加表明がなかった箇所については、参加表明者リストによって見積業者を選定することで確実に契約することができ、不調防止につながったとあります。それから、発注者からは、参加表明がない案件に参加者リストを参考にして、確実に業者を選定できたとあります。

これらから推測いたしますと、23 ページ以降の公募型見積合わせ試行要領の第5条参加表明書につきましては、個別箇所ごとに作成するものであって、第8条の参加表明者リストについては、箇所ごとではないと考えてよろしいでしょうか。その点、お聞きしたいと思います。

○碓井会長

技術管理室をお願いします。

○事務局

参加表明者リストにつきましては、その災害で参加表明があった者をまとめてリスト化しまして、その中から選定していくものですので、個別の案件ごとというわけではございません。

○吉野委員

分かりました。そうしますと、受注者の本音はどうなんでしょうか。参加表明はしてないけれども、嫌々ながら参加したというのでしょうか、いかがでしょうか。

○事務局

本音については何とも申し上げられないところなのですが、見積依頼を受けた上で受注を検討したケースもあるとは思いますが。

○吉野委員

分かりました。では、最後にもう一つ伺いたいと思います。「3 今後の対応」の(1)ダンピング対策についてに関しましては、私はこれでよいと思っておりますが、例えば、木曾地域のように、1ないし2者しか公募に応じてこない、あるいは苦勞して公募に応じる可能性のある業者を見つけて、声をかけて応じていただいた場合に、ダンピング対策に引っかければ発注者は大変御苦勞されると思いますけれども、その点はどうお考えでしょうか。

例えば、再公募をするなどがあるとは思いますが、適切な業者を選定できない場合はどうするのでしょうか。その点お聞きしたいと思います。

○事務局

ダンピング対策の結果、失格という状況も考えられますが、その場合においても、改めて業者選定を行う中で適切な業者を選定し、見積依頼を行うことで対応したいと考えております。

○吉野委員

なかなか大変でしょうね、とは思いますが。以上でございます。ありがとうございました。

○碓井会長

ほかの委員さん、お願いします。

湯本委員、どうぞ。

○湯本委員

私からは、23 ページの試行要領第2条 適用範囲に関係して2点お願いしたいと思っております。

まず「2 試行結果」(1)の②のところ、これは(3)の④の意見とも関連するのですが、前年度の5倍という発注件数があったということで、これは相当、想定でき

ないぐらい大変だったということですが、実際、木曾建設事務所に人的措置というのはされたのか、というのが1点。

2点目としては、同じく「2 試行結果」(3)③の受注者からの意見のところ、設計の検証だとか積算に時間が足りないという意見に対して、具体的にそのことによって工事に支障があったのか、という2点よろしくお願ひしたいと思ひます。

○確井会長

どうぞお願ひします。

○事務局

1点目、前年度の5倍という大きな発注件数になっているという中で、木曾建設事務所においては災害対応のない建設事務所から職員を派遣しており、12月、1月にそれぞれ3名程度ずつ発注支援を行っています。

2点目、公告案件がたくさんある中で、どれに参加するか判断するための時間が短かったということですが、結果としてですが、相手が決まらず、契約に至らなかったケースはありませんでしたので、工事への影響はなかったと考えています。短期間に手続を行うことをこの制度の狙いとしておりますが、工事の内容によっては柔軟なスケジュール設定ということも必要と考えております。

○確井会長

よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょう。私から質問させていただいてもよろしいですか。先ほどの吉野委員とのやりとりの中で、2ページの記述で気になったことがあるのですが、(3)結果のところ、参加表明がなかったという言葉と、それから参加表明者リストというような言葉が出てくるのですが、参加表明者リストというのは、全体の全部の箇所も含めた意味での参加表明者リストがつくられて、最初のほうで出てくる参加表明というのは、個々の工事箇所についてやりましょうという応募がなかったと、こういう意味に理解してよろしいんですか。

○事務局

参加表明は個々の発注案件について参加があったもの、参加者リストは公告した案件全てを網羅したリストです。

○確井会長

その意味での参加表明は、あえて訂正することを求めることはいたしません、もしそのお考えだとしますと、④のところの「参加者リスト」とあるのは、これは「参加表明者リスト」に修正しないと、論理的におかしいということになりませんか。

○事務局

御指摘のとおりです。訂正いたします。

○碓井会長

参加表明という言葉、あえて応募者とか応募とかそういうふうに変えることは面倒でしょうから、せめて今のところは、「参加表明者リスト」というふうに、直していただければと思います。

ほかに何かありませんでしょうか。大丈夫ですね。

それでは、大変詳しい御説明をいただきまして、これからは、23 ページ以下の要領に従って、大規模な災害が生じたときの対応がなされるということを知りたいと思います。

それでは、いつもですと、前回の議論がよかったかという確認ですが、今日は質問もあったので、それも含めて、皆様、これで了承させていただくということでよろしゅうございましょうか。

どうもありがとうございます。それではそのように扱わせていただきます。

(2) 報告事項

ア 入札参加資格の登録等の状況

(ア) 製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」に係る信州企業評価項目の加点状況

(イ) 建設工事の入札参加資格に係る新客観点数の加点状況

(ウ) 森林整備業務の入札参加資格に係る新客観的事項の加点状況

○碓井会長

それでは、次はいずれも報告事項ということになります。まず、アの「入札参加資格の登録等の状況」について、事務局から御報告をお願いいたします。

○事務局

報告事項アの「入札参加資格の登録等の状況」、取組番号 20 番等について御説明させていただきます。

資料の 28 ページでございます。入札参加資格の登録状況につきましては、こちらと、この後、建設部、林務部から御説明させていただきます。

資料 2 といたしまして、製造の請負、物件の買入れ及びその他の契約に係る信州企業評価項目の加点状況につきましてでございます。

まず、1 の「製造の請負等 3 契約の入札参加資格登録者数」についてでございます。この 3 契約の申請につきましては、通年で受付をしているものでございます。令和 4、5、6 年度の 3 か年の参加資格について、8 月 1 日現在までの登録状況をこちらにお示ししてございます。

登録事業者数は 2,838 者、そのうち約半数の 1,428 者が、県内本店の事業者となっております。前回の同じ時期よりも数が増えておりますが、本店事業者の割合は若干少なくなっております。

契約の種類ごとの登録者数につきましては、その下の表にお示しいたしました。こちらは、一つの事業者が複数の資格を取得していることもございますので、上記の表の合計値とは一致しておりません。製造の請負は、印刷や被服の製造でございまして、こちらは前

回の同じ時期よりも少なくなっておりますが、物件の買入れ、その他の契約では、登録者数が増えております。これは近年、企業の分社化が増加していることも要因の一つと考えられます。

また、その他の契約の事業者として、これまでになかった PCR 検査の委託業務を行うということで、医療法人の登録ですとか、健康観察を行うコールセンター業務の事業者の登録も増加の要因と考えられます。

次に、2の信州企業評価項目の加点状況でございます。この評価項目で加点できるのは、県内本店事業者の1,428者でございますが、1項目以上申請した事業者は、このうち570者で全体の39.92%でございます。

今回から長野県SDGs推進企業登録制度に登録した事業者に対して2点を付加しております。1,428者のうち14%がこの項目で加点されておまして、社員の子育て応援宣言の加点に次ぐ事業者数となっております。

加点項目につきましては、各認証制度の改正や県の施策とも連動して、今後も見直していく必要があると考えております。

契約・検査課からは以上です。

○碓井会長

次は、技術管理室いかがでしょうか。

○事務局

29 ページ資料3を御覧ください。「建設工事の入札参加資格に係る新客観点数の加点状況」についてです。

建設工事の入札参加資格に係る新客観点数の加点項目と配点については、昨年度の審議会での御審議をいただき、本年1月より申請受付・審査を行い、5月1日に入札参加資格と資格総合点数の付与を行ったところです。

入札参加資格の登録者数については、1の表を御覧ください。建設工事、建設コンサルタント等ともに、全体と県内本店の登録者数について前回登録時との比較を行っております。建設工事については全体で2,957者と2%の減。県内本店で2,321者と1.8%の減となっております。また、建設コンサルタント等については、全体で756者と2.3%の減。県内本店で342者と0.9%の増となっております。

続きまして、建設工事の県内本店企業に対する新客観点数の加点状況を2の表にまとめてございます。県内本店事業者2,321者のうち、新客観項目を1項目以上申請した事業者は88%の2,043者、前回に比べ2ポイントの増となっております。

それぞれの加点項目と配点、また配点を受けた事業者数とその割合、前回の登録時の加点者割合との比較は御覧いただいておりますが、加点者の割合の伸びが大きいのは、労働環境の中の社員の子育て応援宣言で、前回比5.4ポイントの伸びとなっております。また、同じく労働環境の中の週休2日等の休業制度の就業規則への規定については、4週6休相当で5ポイント、4週8休相当で2.2ポイントの伸びとなっております。4週5休から4週6休、4週8休にシフトしたと推測され、制度が浸透し、加点の効果が出てきたと考えます。

今回の申請から、CCUS（建設キャリアアップシステム）の事業者登録及び技能労働者登録、月給制の導入、SDGs 推進企業登録の4項目を新たに追加させていただきました。

今後、工事成績、技術力、経営意欲、地域貢献のバランスと、今回の加点の状況を踏まえて、項目を再度検討させていただく予定でございます。

説明は以上になります。

○確井会長

どうもありがとうございました。

続いて、森林政策課からお願いします。

○事務局

30 ページ、資料4を御覧ください。「森林整備業務の入札参加資格に係る新客観的事項の加点状況」について御報告いたします。

このことについては、昨年度の審議会で御審議いただき、令和4年1月より申請受付、審査を行いまして、この5月1日に入札参加資格と資格総合点数の付与を行ったところです。

森林整備業務の入札参加資格の登録者数については、1の表、登録者数を御覧ください。3年前の前回208者が、今回202者と2.9%減っております。202者の内訳は、森林組合が18、林業事業体が60、建設業者124です。今回の減少は、建設業者の登録者減少によるものです。

続きまして、2、森林整備業務の新客観的事項の加点状況を表にまとめております。それぞれの加点項目、加点を得た事業者数とその割合、前回登録時の加点割合との比較を行っております。新客観的事項を1項目以上を申請した事業者は202者中201者、99.5%でした。

加点項目のうち、大きな変動のあったものは、中段の労働災害の中の林業労災の人数で、前回比12.5ポイントの減少となっております。

なお、今回登録の新規項目である最下段の環境配慮、県SDGs推進企業に登録は、29.7%となりました。

資料4の御報告は以上でございます。

○確井会長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

森委員どうぞ。

○森委員

資料2から4を拝見しまして、説明もいただいたところですが、例えば、28ページ目の製造の請負、物件の買入れに関して加点状況を見ますと、SDGsの関連はこういう数でという説明がありましたが、社員の子育て応援宣言をしている数が、令和元年度から3年度

と比べると 40 件増えているということですし、次のページの建設工事について見てみますと、令和元年度から 3 年度と比べると 120 件ぐらい増えています。私自身も県の将来世代応援県民会議の委員をやっている兼ね合いがありまして、この増加というのはすごくうれしい限りだと思うところです。

この応援宣言をしているところは、週のある日をノー残業デーにするとか、また、時間外労働の時間を削減するとか、さらには、時短の導入をしているとか、そういうようなことを宣言している、そういうところが応援宣言という形になるかと思うのですが、これだけ増えているという要因も含めてお教えいただければありがたいと思います。一方、資料 4 森林整備に関して言うと、労働環境のところには先ほどの社員の子育て応援宣言という項目が入っていないようです。何か理由があるのかどうか、その 2 点についてお伺いしたいと思います。

○碓井会長

それでは、森林政策課は後にしまして、ほかの箇所について、それぞれ担当された方からお願いします。

○事務局

技術管理室から回答させていただきます。社員の子育て応援宣言については、いわゆる企業の意思表示の公表に伴いまして、仕事と家庭の両立を進めていくという県の認証制度でございます。こちらは企業の意思表示ということで、こういうことをやりますということを宣言すれば認められるという、割と取り組みやすい制度でございますので、今回もこれが加点になるということで、取り組まれる業者数が増えたのではないかと推測しております。

○碓井会長

これは契約・検査課も同様のお答えになるのでしょうか。

○事務局

はい。契約・検査課も、社員の子育て応援宣言の登録ということで、最も取り組みやすい項目の一つではないかということで、同じように考えております。

○碓井会長

それでは、森林政策課お願いします。

○事務局

森林政策課です。資料 4 の労働環境ですが、林業事業者等小規模な業者が多いということで、現段階では、子育て応援等については加点項目にしていないという状況でございます。

○確井会長

森委員、いかがでしょうか。

○森委員

ありがとうございます。取り組みやすいというところはありませんけれども、先ほど凡例でお示したように、労働環境を見つめ直す大事なきっかけになる宣言であり、それぞれが、今まで仕事や事業・業務の推進について見つめ直しているところかと思しますので、できるだけ積極的に、応援宣言の加点も含めて大事に扱っていただければと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○確井会長

私から今のことに関連して質問させていただきたいのは、応援宣言はやりやすいというのが今のお話だったと思ひます。それは、やはりそれが実効性を持ってこそ意味があると思ひます。そうすると、例えば、事業所に「当社は応援宣言をしています」という貼り紙をするとか、そういうことまで認証の要件になっているのでしょうか。それを教えていただければ。これは技術管理室でも契約・検査課でもどちらでも。

○事務局

契約・検査課でございます。申請の際に、社員の子育て応援宣言の登録証の写しを頂きまして、応援宣言をしているということをお判断させていただいております。

○確井会長

それは分かりましたけれども、それを受けて、我が社は応援宣言していますよというのをはっきり書いておけば、それが事業者に対する自己拘束というか、そういうものが働くのか、それとも必ずしもそうはなっていないくて、県に出す文書だけの話ですか。

○事務局

審査方法としましてはそのようにしておりますけれども、もちろんそれが意識づけにつながっていると考えております。

○確井会長

それは、やはり要検討事項のような気がします。最初から厳しくする必要はないと思ひますが、せめて、そういう貼り紙があれば加点対象、貼っていないければ加点対象外、などという対応も取れると思ひます。

○森委員

宣言によってはステッカーを貼っているところもありますし、企業独自でポップみたいなものをつくられているところもあります。下にありますように、職場のいきいきアドバンスカンパニーの認証を受けるということについて、これはそれぞれのコースがあるんですね。ワーク・ライフ・バランスコースやダイバーシティコースであったり、そういうコ

一スは諸条件を満たすことで認証されます。先ほどの宣言よりもハードルが高いところがありますので、県がその条件を満たしたところが認め、公表していく形になるかと思えます。この辺はより積極的に展開していきたいところではありますね。

○碓井会長

今の件はそういうことで、ほかに何かありますか。

田村委員から手が挙がっていますね。

○田村委員

大変ささいな点で感想めいたことですが、この三つを並べてみると、既に議論もあったのかもしれませんが、名前が違うんですね。企業評価項目、新客観点数、新客観的事項と、それぞれ縦割りなのでこれでいいんでしょうけれども、私自身はなんか気持ちが悪いなという感じがしたのと、若干言葉も、例えば 29 ページであれば、入札参加停止が技術力になっているのですが、30 ページだと信用状態だとか、本当に言葉尻の問題で大したことではないのですが、SDGs の書き方もみんな少しずつ違ったり、変えてくださいというのではなくて、三つ並べると、縦割りの業界の言葉になっているなど。先ほど入札の言葉の話があったので、少し気になったものですから、一応感想です。

○碓井会長

今の点は、私も前から、全体をチェックと言ったら変ですが、そういう努力は必要ではないですかということ指摘させていただいてはおります。

ほかにどなたか御質問等ありますか。

湯本委員から手が挙がっていますね。

○湯本委員

私から 2 点ありまして、特に資料 3 の関係ですが、1 番のところにあります入札参加資格の登録者数のところがマイナス 2%、率からすると 2%とはいえ、数からいうと 60 者ということで、近年、長野県は災害が増えている中で、復旧を担っていただいている方たちの 60 者というのは大きいのではないかと思いますので、その要因を教えていただきたいというのが 1 点目であります。

2 点目が、2 番の労働環境の中で、審議会の中でもいろいろ御議論いただいております CCUS の関係の登録の状況、512 者ということでありましてけれども、全体の中の推移ですとか全国との比較、このことがやはり実際現場で働いてる皆さんの賃金アップにつながると思いますので、ぜひこの状況についてお聞きしたいと思います。以上です。

○碓井会長

これは技術管理室にお願いしましょうか。

○事務局

技術管理室です。まず 1 点目の御質問で、登録者数の 2%減少の要因ですが、県の建設

業許可数が、令和元年度に比べて約 50 者減少している状況から、今回の入札参加資格者数も業者数の自然減に伴う減少ではないかと考えております。

2点目の御質問、CCUS の直近の県の登録者数の推移と全国的な比較等についてですが、まず令和 4 年 7 月の長野県内の CCUS 事業者登録者数は、2,270 者、昨年 10 月には 1,107 者でしたので、それに比べて約倍となっております。建設業許可業者数の約 30% が登録している状況で、全国的には約 39% の登録ですので、それに比べると若干低い状況となっております。

もう一点、技能労働者への賃金アップについてですが、技能者の資格や就業履歴が CCUS に登録・蓄積されることによって、技能や経験が客観的に評価され適切な処遇につながるものと考えております。

○碓井会長

湯本委員の質問の趣旨からいくと、最初のほうですが、建設許可業者がなぜ減っているのかという質問にもつながると思うので、湯本委員、そういうことですね。その点はいかがですか、技術管理室。

○事務局

推測の範囲ですが、後継者が不足してきている状況と考えます。

○碓井会長

この辺は木下委員、実感として何か受け止められていますか。

○木下委員

許可業者が減っているのは、状況をそれぞれ見てみますと、後継者不足ですね。大手企業に M&A にあった例もありますけれども、やはり一番目立ちますのは廃業される方が多いと思います。

○碓井会長

どうもありがとうございます。

湯本委員、よろしいですか。

では、秋葉委員お願いします。

○秋葉委員

私のほうからは、資料 4 に関して 1 点、これは質問というより意見になります。今回こうやって資料 2、3、4 と並べて出していただいたのは非常に分かりやすく、他の委員さんと同様に、横で比べてみるのがしやすくなったなと思っております。

実は私、森林づくり県民会議の構成員も拝命しておりまして、そちらのほうで、今、方針策定の議論を並行してやっているところです。その中でもこの森林というのをしっかり長野県の産業として確立していく必要があるということで、そういう方向で議論が進んでいます。そういう点からも、この長野県独自の新客観的事項の加点のところを、もっと産

業として後押しできるような形に、未来へ向けてぜひこのところをさらに強化していただきたいというふうに思います。

具体的には、例えば資料3の建設と比べると、建設のほうがもっと細かくいろいろな項目があります。県民会議のほうでは、実際森林産業に従事されている方の賃金が低い、それから安全性の問題点、特に私も強く申し上げているのですけれども、兼業副業でUターン・Iターンという形で戻ってくるような、多様な働き方を森林産業でもきちっと受け止められるような仕組みにすべきではないか、というような議論をしております。

働き方の多様性というものも含めて、今後さらに森林を産業として支えていけるような客観的な項目を整備をしていただけたらなというふうに思います。質問ではなくてすみません、意見でございます。

○碓井会長

御意見ということで承ります。

ほかに何か御質問や御意見は。

奥原委員の手が挙がりましたか。どうぞ。

○奥原委員

資料3ですけれども、建設業の登録業者が減っている中で、新客観項目、これを一つも申請されていない企業さんが約12%いらっしゃるということだと思います。その中で、申請する項目がないので申請されないのか、申請する要件として難しい、資料の提出等が困難などで申請されないのか、その要因がお分かりになれば教えていただきたい点が1点。

あと、例えば、加点項目の中で民間資格、先ほどから話題になっています社員の子育て応援宣言、この辺ですと申請もしやすいのかなと思うのですけれども、令和5年1月1日から経営事項審査関係も電子受付が始まると伺っています。小規模事業者でも、この新客観項目を申請しやすいような取り組みをしていただければありがたいなと思います。2点お願いいたします。

○碓井会長

これは技術管理室にお願いします。

○事務局

技術管理室です。新客観項目に申請されない要因ですが、どういった理由で申請されないかということころまでは承知をしていないところです。ただいろいろな取り組みに関してそこまで手が及ばないというか、小規模の業者ではそこまで余裕がないというのが一つの要因としてあるかと思います。

○碓井会長

後のほうは、奥原委員の御希望ということでよろしいですか。

○奥原委員

はい。今、中小の企業でなかなか申請しにくい要因もあるのかもしれないということで、取り組みやすいように申請方法を御案内するですとか、申請しやすい方法を御案内していただくなど、県のほうでも御努力いただければありがたいのかなと思います。

○碓井会長

よろしいですね。

ほかにございますか。

相澤委員から手が挙がりました。どうぞ。

○相澤委員

先ほどの秋葉委員と全く同様の資料4の件です。私のほうもお願いというか、御検討いただきたいという意見ですが、林業にIターンやUターンで若い人が戻ってくる場合、お休みが少ないということが非常にネックになっていると聞いております。労働環境のお休みのところの加点数の上限が、横と合わせているのかもしれませんが、低いのではないかと。これをもうちょっと高くされて、零細企業さんが多いというのは存じ上げておりますが、今4週6休、8休という建設業者さんも増えていると思いますので、ここの加点がもう少し高くないものかと、秋葉委員の御意見に追加で、私もそういうふうに思っております。いかがでしょうか。

○碓井会長

相澤委員の今のお話は、加点を増やして誘導すると、そういう御趣旨ですね。

○相澤委員

それができれば。

○碓井会長

これは森林政策課のほうに伺います。

○事務局

森林政策課でございます。次回の申請は3年後になるのですが、そこに向けてまた検討させていただければと思います。

○碓井会長

ということです。

○相澤委員

よろしく願いいたします。

○碓井会長

では、大分御意見を頂戴しましたので、ただいまの報告を承ったということによろしいでしょうか。

では、そのようにさせていただきたいと思います。

イ 県の契約状況の概要

(ア) 製造の請負等 3 契約の契約状況

(イ) 建設工事等の受注希望型競争入札の実施状況

(ウ) 森林整備業務の契約状況等

○碓井会長

次に、イ「県の契約状況の概要」についてです。

これも、項目が幾つか並んでおりますが、事務局からの御報告をお願いいたします。

まず、契約・検査課からですか。

○事務局

31 ページの資料 5 でございます。こちらのほうで御説明をさせていただきたいのですが、こちらの表の資料につきましては、建設工事の請負、建設工事に係る委託以外の物品購入、製造の請負、その他の委託などの契約状況を御報告するものでございます。契約管理システムによる契約につきまして、令和 3 年度の実績を集計して、前年度と比較したものでございます。

表の上段でございますが、製造の請負の契約でございます。こちらの内容は、印刷業務ですとか、制服、横断幕の製造などを行うものでございまして、契約の件数は合計で 422 件、契約金額が 1 億 6,500 万円余、平均落札率が 81.1% でございます。件数及び金額増の主な要因としましては、衆議院議員選挙関係の印刷物の発注等が多くあったためでございます。

中段は物件の買入れの契約でございます。こちらは、自動車、事務用品、燃料など物品の購入を行ったものでございまして、契約件数が合計で 2,635 件、契約金額が 50 億 9,600 万円余、平均落札率は 82.8% でございます。金額の減少の主な要因としましては、県立美術館や工業技術総合センターで物品の調達が必要なくなったためでございます。

下段はその他の契約でございます。こちらは、清掃や警備などの業務の委託ですとか、機器や車両などの借入れを行ったもので、契約の件数が合計で 1,079 件、契約金額が 228 億 2,000 万円余、平均落札率は 90.6% でございます。金額増の主な要因としましては、次期情報システムの整備に係る委託ですとか、下水処理場の 3 年分の管理委託の契約、これは債務設定をしていますので、3 年分を一度に契約しているもので、それが計上されているためでございます。

最下段は、これら 3 契約の合計となっております。

契約・検査課におきましては、契約条例の基本理念に基づいて、契約の適正化や総合的に優れた契約の締結等の取り組みのために、これらのデータの推移にまた注意してまいり

たいと思っております。

御説明については以上でございます。

○確井会長

どうもありがとうございました。

それでは技術管理室の方から、受注希望型競争入札の実施状況について、先ほども少し取り上げられたことですが、お願いいたします。

○事務局

建設工事等の受注希望型競争入札における契約状況を説明いたします。資料6、32ページを御覧ください。

まず、建設工事の入札状況について説明いたします。(1) 令和3、4年度の状況です。表の右下、太枠の部分、令和3年度につきましては、1,738件の契約、平均参加者数は4.2者、平均落札率は95.4%でした。契約件数は、令和元年度からの災害対応が終わってきたことから、令和2年度と比べ150件、約8%減少しています。また平均参加者は0.4者増加しています。

今年度6月までの状況は、契約件数は234件、平均参加者数は5.9者、平均落札率は94.9%でした。契約件数は、前年度同期比約80件、約25%減少しています。平均参加者は、前年に比べ1.2者増の5.9者であり、平均落札率は、前年に比べ0.3ポイント少ない94.9%でした。

参加者数は発注件数と相反関係を示す傾向にあるため、例年発注のピークとなる年度中盤に減少し、年度末から次年度当初にかけて回復します。令和3年度もこの傾向が見られました。

また、昨年度においても応札のない不調や予定価格超過などにより落札者のいない不落が発生しております。

昨年度と同様に、加速化対策事業が予定されていることから、入札の動向については今後も注視するとともに、特例発注標準表の適用で受注可能業者の範囲の拡大、発注ロットの適正化、配置技術者の要件緩和などにより、入札参加機会を確保していきたいと考えています。

(2) 近年の入札状況を示したグラフになります。落札額の総額、契約件数、平均参加者数、平均落札率についてまとめています。棒グラフが落札額総額、これは100万円単位になります。実線の折れ線が平均の落札率、破線の折れ線が平均参加者数の推移を示しています。契約件数は数値のみを括弧内に表示しています。令和3年度は、令和元年度からの災害対応が終わってきたことから、棒グラフの落札金額の総額が減少しています。

(3) 地域別10ブロックの動向を示した表になります。この10ブロックとは、県の10の地域振興局をブロックの単位としています。令和3年度と今年度6月末までの状況でございます。表の3段目と4段目に地元受注率を、件数と金額ベースで示しています。表の一番右に全県の値を示しています。令和3年度の地元受注の動向ですが、3段目の件数で93.0%、4段目の金額では86.2%が地元受注となっており、おおむね例年並みの傾向となっております。

1 段目の平均参加者数の動向は、佐久・上田地区で増加傾向が見られ、前年度は多くの災害復旧工事が発注されたため参加者が少なかったと考えられます。一方、木曽では平均参加者が 1.6 者と少なく、原因は業者数が少ない地域である上に、災害復旧工事が多く発注されたことによるものと考えています。また木曽は地元受注金額の率も小さく、これは規模が大きい工事、橋梁工事ですとか御岳ビジターセンター、青峰高校除却などの工事が地元外だったことによります。

33 ページをお願いします。建設工事に係る委託業務の入札状況について説明いたします。環境部、農政部、林務部、建設部、企業局が入札した委託業務をまとめたものです。

(1) 令和 3、4 年度の状況です。表の右下です。令和 3 年度は 1,810 件の契約、平均参加者 10.3 者、平均落札率 89.9%。今年度につきましては、6 月までで 297 件の契約、平均参加者 10.2 者、平均落札率 89.7%でした。今年度 6 月末までにおいては、昨年同時期に比べて発注件数で約 130 件減少し、平均参加者数も約 2 者ほど減少、平均落札率は昨年度並みでした。

(2) は近年の入札状況を示したグラフになります。平均参加者数の減少傾向が続いている状況ですが、平均参加者数は 10 者程度あり、引き続き動向を注視してまいります。

次に、今年度 6 月までの総合評価落札方式の状況でございます。総合評価落札方式は入札価格と価格以外の評価により総合的に優れたものを落札者とする落札方式でございます。建設工事につきましては、右側、今年度 6 月までに 122 件、委託業務につきましては 182 件、合わせて 304 件が契約となっております。

表の左側の区分に技術等提案型、簡易型、簡易Ⅱ型とございます。簡易型は、工事成績実績、技術者資格等の評価を価格以外の点数として設定するものになります。さらに企業から技術提案、例えばコスト削減ですとか施工方法といった技術提案を、技術提案点として上乗せしたものが技術等提案型というものになります。

簡易Ⅱ型は、簡易型よりも評価項目を減らしたもので、受注希望型競争入札の委託業務、舗装工事におけるくじ引き対策として試行しているものでございます。

説明は以上になります。

○碓井会長

どうもありがとうございました。

では続きまして、森林政策課から、森林整備業務の契約の状況等についての御報告をお願いします。

○事務局

34 ページ、資料 7 を御覧ください。森林整備業務の契約の状況等について御報告いたします。

まず、1 の「森林整備業務の内容」でございます。国有林を除く保安林及び県有林の適切な維持管理のために行う県発注の森林整備でございます。資料 4 で先ほど御説明しました森林整備業務の入札参加資格を持つ者が入札に参加できます。除伐、間伐、主伐、歩道の刈払い、作業道の開設などを行います。

2 「入札方式」です。受注希望型競争入札で、一部の箇所では総合評価落札方式を採用し

ております。

3の「ダンピング等対策」につきましては、建設工事と同じく、失格基準価格及び低入札価格調査制度により対応しております。

4の「総合評価落札方式制度」については、予定価格200万円以上で技術的に難易度が高い業務等、発注機関の長、これは県現地機関の地域振興局長になります、が必要と認められたものとしております。

5の「契約の状況」につきましては、平成29年度から令和3年度までの5か年の状況を表にいたしました。発注件数、入札執行額等は御覧のとおりです。低入札価格の件数は減少傾向にあります。不調不落につきましては、令和2年度は減少しましたが、令和3年度は増加に転じました。これは災害の多発により、復旧工事への応札を優先したことや、支障木処理対応等を優先したことによるものと推測しております。

資料7の御報告は以上です。

○碓井会長

どうもありがとうございました。それでは、以上の御報告につきまして、御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

森委員、よろしくお願ひいたします。

○森委員

1、2点、お聞きしたいと思ひます。よろしくお願ひします。資料の6ですけれども、昨年と同様の質問をさせていただいたわけですが、建設工事について月ごとに数字をお示しいただきました。その開札の合計というのを見ますと、2月、3月が実数としてほかの月に比べて多いという理由を改めてお聞きしたいと思ひますし、関連して、この開札と不調の関係ですけれども、例えば開札の合計数が多い、7月で254件中不調が23件と、9月で209件中29件になっています。

一方で、2月、3月、同様の不調件数、応札なし件数が想定されるわけですが、2月が263件に対して12件、3月が229件に対して13件となっておりますが、不調がないほうがいいわけですが、不調がこれだけ差異があるその理由について、併せてお聞きできればと思ひますが、いかがでしょうか。

○碓井会長

技術管理室、お願ひします。

○事務局

まず、1点目の2月、3月の年度末に開札が多いという件でございます。令和3年度は1月に補正事業が予算づけされ、その辺りから工事の発注を進めてきたところで、2月、3月で多くなったものと思ひます。補正予算の発注は年度末から7月ぐらいにかけて多く発注するような計画を立てておりますので、発注が集中した7月に不調が23件、それから9月も29件と、多くなってきたのかなと考えております。

○碓井会長

森委員、大丈夫ですか。

○森委員

説明いただきまして、ありがとうございます。補正の時期というのは大体1月、2月ぐらいの時期になりますか。

○事務局

年度によって違うのですけれども、令和3年度については1月に議会を開いていただいて、そこで補正予算が可決され、その前年度は2月で、大体そのぐらいの時期です。

○森委員

昨年も2月、3月にこのような傾向が見られたもので併せてお聞きしたところですが、了解しました。ありがとうございます。

○碓井会長

今の御質問に重ねてですが、政府はよく切れ目なく建設工事ができるようにとっておられますね。そうすると、年度末に近い頃、翌年度にまたがる工事の発注をしてというのは一つの政策として取られているのですが、そうすると、開札がこんなに多くても、トータルに見ると、7月とか工事量としてここだけが多いわけではないと理解していいですか。その辺はどう理解したらいいですか。切れ目なく発注するというその政府の方針はどうなりますか。

○事務局

おっしゃるとおり補正予算は切れ目なくということで、政府は方針を立てています。今、災害が多いということで5か年加速化対策が全国的に施策として行われていまして、その関係で令和2年度、3年度と補正予算対応となっています。

あと、仕事を1年間平準化するという、発注の平準化というところもありまして、それで補正予算を早めに発注して、通常事業をその後、なるべく年間通じて同じ量で発注する計画を県は立ててやっている中で、あまり特別な月が出ないような発注計画を立てるといふ取り組みをしております。

○碓井会長

分かりました。

ほかに御質問や御意見、田村委員、いいですか。

○田村委員

今のところに一つ関連してですが、この不調とか不落が全体の13%ぐらいで結構多いわけですね。これについて、ブロックのデータが下にあるのですが、ブロックとクロスさせるとどこか特定の地域が多いとか割と満遍なくなのか、その辺をもし分析されていたら教え

ていただきたいというのが1点。

それからもう一点は、席外していたのでもしかしたら説明があったのかもしれないのですが、31 ページ その他の契約の金額が約 40 億円増え、うち、一般競争入札の金額が約 3 倍になり、望ましいことだと思うんですが、県内本店の金額が約 3.6 倍になっています。この辺の事情をもう一度お聞かせいただければと、この2点です。よろしくお願いします。

○碓井会長

最初のほうは、技術管理室にお願いしていいですか。

○事務局

まず、ブロックごとの不調の状況です。令和3年度は、南信州ブロックで不調の発生率が25%ぐらい出ております。それ以外は20%を超えるようなところがない状況です。南信州ブロックのほうですが、大規模な事業が進んでいる中で、災害も発生して工事の発注量が一時的に増えたというようなところもあって、昨年度は不調が多く発生しておりますけれども、今年度の状況を見ますと不調の数は下がってきていて、不調は改善されていると分析しております。

○碓井会長

あとのほうは、契約・検査課にお願いしていいですか。

○事務局

今、委員から御質問がございましたその他の契約の金額増の件でございます。こちらについては、先ほど御説明も差し上げたのですが、下水の処理施設の包括運転管理業務、これが3年分の債務負担をしているのですが、こちらのほうの金額と、それと次期情報システムの更新、こういったものが金額増の主な要因となっております。

○田村委員

ありがとうございます。

○碓井会長

湯本委員、お願いします。

○湯本委員

私も資料5の31 ページの関係で1点お願いしたいと思っております。この資料は、あくまで令和3年度ということでありまして、特に物件の買入れ関係で、ガソリンですとかコピー用紙といった通年購入の場合、御承知のとおり今すごく物価高になっていて、業者さんのほうから価格変更の依頼というのが多分あるのではないかと思います。果たしてそういったことも可能かどうか確認させてもらえればと思います。

○碓井会長

これは契約・検査課でいいですか。お願いします。

○事務局

物価の高騰について御質問いただきました。令和4年の1月ぐらいからですが、原油や天然ガスの資源価格の上昇に始まって、物価の高騰が起きたと。コロナ禍での供給の不足ですとか、世界的な原材料価格の上昇ですとか、昨今に至ってはウクライナへの侵攻ですとか、円安進行ということで、物価の上昇は引き続き続いております。

今申し上げた令和4年の1月ぐらいからの物価上昇ということですので、資料5の、令和3年度の実績に関しては大きな影響は見えていないですけれども、場合によっては、令和4年度の実績の中ではそういったものがもう少し明らかになってくるかと思えます。令和3年度の表上は、今申し上げた時期的な関係から、価格上昇等というのはあまり影響が垣間見えないような状況でございます。

それから契約の変更について御質問いただいたのですが、契約書の条項の中に、想定外の事象が起きた場合には、発注者と受注者で協議をした上で変更契約が可能というふうに大方の契約書には書いてございます。今回、受注者からのそういったご相談ですとか、問い合わせとか、そういったものが寄せられた場合には、適正な価格になるように調査した上で、協議に応じる必要があるものについては適正な価格になるように変更契約をするようにということで私どもは指導してございます。6月に、そういった形の通知を全県の発注機関のほうにお出ししまして、変更契約等の対応については、価格上昇等でやむを得ない場合については、よく相談・協議をした上で契約に応じてくださいという通知を発しております。

○碓井会長

ほかに何か御発言はありますか。よろしいですか。だいぶ御議論いただきましたので、ただいまの報告事項についてもお伺いしましたということにしたいと思えます。

それでは、ここで10分ほど休憩をいたしまして、3時10分過ぎぐらいに再開をしたいと思いますので、少しお休みをいただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

< 休 憩 >

ウ 電子契約の導入について

○碓井会長

それでは再開させていただきます。報告事項のウ「電子契約の導入について」であります。事務局から報告をお願いします。

○事務局

資料については、35ページの資料8でございます。委員に対して情報の共有と御報告を

させていただくものでございます。

「電子契約の導入について」ということですが、1の「導入の契機（背景）」でございます。本県では、長野県DX戦略に基づきまして、県民の利便性の向上、業務の効率化を図るために、行政事務に係るDXを推進しているところでございます。

令和3年1月に、地方自治法施行規則の改正がありまして、電子契約に係る法整備がなされました。そのため、電子契約が身近になったことから、全国の自治体では電子契約の導入が検討されておりまして、本県においても、先行県を参考にしまして電子契約の導入に係る検討を進めてきたところでございます。導入済みの自治体としましては、茨城県、高知県等が県レベルではもう既に導入をしております。

次に2「導入内容」でございます。電子契約の概要でございます。電子契約と申しますのは、従来、紙と印鑑を使用して契約業務をしていたものを電子化していくことでございます。具体的には、契約書のデータを電子化をいたしまして、電子契約サービス上で、県と事業者がそれぞれ内容について同意をして管理していくものでございます。

電子契約書には、改ざんが不可能な電子署名・タイムスタンプというものが付与されて、県と事業者が契約に同意したことが記録されます。これをもって、印鑑の代わりとなるものでございます。

なお、契約相手の方の選択によって、従来どおり紙の媒体による契約も可能とするものでございます。そのため、契約の方式としては、従来の紙の他に電子契約という選択肢が一つ増える、こういったことでございます。

対象とします契約の種類でございます。県で一般的に契約をしております主な契約については、電子契約の活用が可能となります。例で申し上げますと、記載がございますが、公共工事の請負ですとか、公共工事に係る委託、それから物品の売買の請負ですとか、物品の単価契約、賃貸借の契約や委託や請負等に係る一般的な契約については全て電子契約の活用が可能となります。

ただし、一部の契約については制約があったり、トラブルの発生等のリスクがあることから、管理的に困難な部分があるということで、当面活用については見送っていくというものでございます。

3の「導入効果」でございます。県民の利便性の向上と業務の効率化が、電子契約を導入することによって図られるものと考えております。具体的には従来の紙でやっておりました押印の廃止、紙の使用量の削減、書類の紛失リスクの低減、それから今まで請負契約等でかかっておりました印紙代の削減が可能となってくるものでございます。

4の「導入時期」でございます。現在導入の準備を進めておりますが、令和4年度中の運用の開始を目標として進めておるところでございます。

御説明については以上です。

○碓井会長

どうもありがとうございました。ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等がありましたらお願いします。大丈夫ですか。

私からですが、印紙代というのが出てきたのですが、印紙税法は課税文書となってますから、印紙税はかからないということにしているのですか。ひょっとしてこれから、税

法の上で検討が進みそうな予感もするけれども、無理ですかね。既に領収書について、いろいろ印紙税を節約するために、特に領収書を交付しないということが定着し始めている、つまり銀行振込という場合には領収書を出さないことが多いと聞きます。ですから、課税文書が発生するのを避ける動きがありますが、その一連の課税文書ではないという理解でいいですね。

○事務局

はい、課税文書ではございません。

○碓井会長

委員の皆さんからはないですか。それではゴーサインを出していいですね。では、この報告事項は承りましたということにさせていただきたいと思います。

エ 清掃・警備業務における最低制限価格制度、複数年契約の実施状況

○碓井会長

次は、エの清掃・警備業務における最低制限価格制度、複数年契約の実施状況につきまして、やはり事務局から報告をお願いいたします。

○事務局

資料9、36、37 ページを御覧ください。「清掃・警備業務における最低制限価格制度、複数年契約の実施状況」の御報告でございます。こちらは例年御報告をさせていただいております。

1の「取組状況」です。(1)最低制限価格・低入札価格調査制度について御説明いたします。取組方針の番号を括弧つきで表示させていただいております。最低制限価格、低入札価格調査制度につきましては、平成29年度から本格的に導入をしております。

①清掃業務の表を御覧ください。2段目にございます「統一積算基準」という単語になりますけれども、こちらは国で示している標準的な積算をして、適切な予定価格の設定につなげるものでございます。表の最下段の制度導入率につきまして、導入前の平成28年度で27%だったものが、平成30年度から令和3年度で100%導入をできておりました。ただ令和4年度では98%となっております。

その原因ですが、前年度までは対象外だった施設におきまして、見積もりを徴取する段階では予定価格は前年度並みとして随意契約を想定していたところ、最低賃金の引上げによる人件費の高騰などにより、今年度は予定価格が100万円を超えてしまったと。予定価格が100万円を超える場合は、統一積算基準を用いて予定価格を設定することを会計局のほうから依頼をしておるところですが、年度末の発注ではあり、入札を遅らせると4月からの業務に影響するため、対応できなかったことによります。

続きまして、②の表、警備業務でございます。平成28年度で導入率0%だったものが、令和4年度では100%の導入となっております。

次に、(2)「複数年契約」について御説明いたします。こちらの取組方針の番号を括弧で表示してあります。

①清掃業務の表を御覧ください。平成 28 年度時点で導入率が 0%でしたが、令和 4 年度現在で 76%となっております。令和 3 年度の 77%から 1%下落しておりますが、対象施設が増えたことと、例年複数年契約としている庁舎が建て替えの関係で、今年度は単年度の契約となったことが要因となっております。

次のページをお願いします。警備業務の複数年契約の状況です。平成 28 年度で元々 94% だったのですが、令和 4 年度では 100%となっております。

2 に行きまして、契約実績の推移になります。

①の清掃業務の表を御覧ください。平均落札率について、平成 28 年度は 82.4%でしたが、令和 4 年度では 89.3%となっております。最低落札率につきましては 47%だったものが、令和 4 年度では 73.6%となっております。平均落札率、最低落札率ともに上昇傾向となっております。最低制限価格の設定などの効果が出ているものと考えております。

警備業務になりますが、今年度は複数年契約の 2 年目、3 年目に当たり発注が 1 件もなかったため、令和 3 年度と同様の数値となっております。

資料 9 の説明については以上でございます。

○碓井会長

どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問や御意見がありましたらお願いします。

私から質問させていただいていいですか。私もよく分かっていないのですが、複数年契約で今出てきたのは清掃や警備ですね。複数年でなくてもいいのですが、複数年のほうが分かりやすいでしょうか。これは大体 4 月 1 日から始まる契約が多いのですか。

○事務局

そうですね。大体 4 月 1 日から始まる契約が多いです。

○碓井会長

その契約書のはんこを押すのはいつやっているのですか。今まで電子契約ではないでしょうか。

○事務局

契約事務におきましては、複数年度契約ですので、前年度に次年度分の契約の事務を行っている状況になりますので、今年度でいえば、令和 4 年度の業務につきましては令和 3 年度に契約を締結しているという状況です。

○碓井会長

それは複数年だからいいといえいいけれども、4 月 1 日から警備というのは欠かせませんね。3 月 31 日でも、4 月 1 日で。普通なら単年度だと 4 月 1 日からの契約だと、その年度の予算でやるわけですね。

○事務局

そうですね。

○碓井会長

それで、そのときに一体契約書にいつはんこを押すかというのは、よく話題になって、私も論文を書いたりしているのですが、長野県のことを伺おうと思ったのですが、これは逃げられてしまっている感じですね。複数年だから前年度やっているという。結構です。

ほかの委員さんで何かありますか。大丈夫ですか。

○事務局

複数年契約はあまり詳しくないので事務手続などは把握しきれておりませんが、長期継続契約というものはございます。その場合には、5か年の契約などそういったもの、例えばリースでパソコンを借りますとか、電気などは5か年ぐらいの長期継続契約をしています。その場合には、契約の事務処理手続は前年度中に行いまして、契約発効自身は4月1日以降になります。ですので、印鑑は前年中に押します。

○碓井会長

そうですね。あれは特別規定でやっていますね。

○事務局

すみません、複数年契約は件数も少ないので、現在、詳細は承知しておりません。

○碓井会長

分かりました。

ほかに何かありますか。よろしいですか。では、これも承ったということにさせていただきたいと思います。

オ 清掃・警備・設備管理業務における賃金実態調査の結果

○碓井会長

続きまして、オの、「清掃・警備・設備管理業務における賃金実態調査の結果」につきまして、事務局から御報告願います。これも契約・検査課でよろしいですか。

○事務局

引き続き御説明させていただきます。

資料 10、38、39 ページを御覧ください。「清掃・警備・設備管理業務における賃金実態調査の結果」でございます。取組方針は括弧つきで表示してあります。

2の「調査内容」です。(1) 調査対象としまして、予定価額 100 万円以上の庁舎等に係る清掃・警備・設備管理業務の委託者が対象となっております。(2) 調査期間は令和 4 年

の5月分、5月31日を含む1か月間の調査になります。

3の「調査結果」です。(1)回答数につきましては御覧のとおりです。(2)賃金実態調査の結果でございます。上段が令和4年度の結果、下段が前年度令和3年度の結果の数字になります。矢印は変動を示しており、前年度に比べて好ましい方向に動いたものに網かけをさせていただきました。

表の一番下、計の部分を御覧ください。多少の上下はありますが、ほとんどの項目がおおむね横ばいで推移をしております。ただ、最低賃金割合は、昨年度33%に対して49%と上がっております。

最低賃金割合について御説明させていただきます。次のページを御覧ください。

39ページ(3)基本給の賃金分布状況になります。清掃のグラフを例に御説明いたします。清掃業務は、調査対象者の基本給を時給換算で平均すると932円になりますが、この分状況を見て分かりますように、最低賃金である877円、それから直近上位10円単位であります880円までの方が一番多いという状況で、その全体の中の最低賃金帯にいる方の割合を算出をしております。

ページを戻っていきいただきまして、最低賃金割合を業務別に見ていきます。清掃業務だと、今年度は53%で、昨年度の55%と比べて改善しております。警備につきましては、今年度59%、昨年度は14%ということで、最低賃金帯で働かれている方の割合が多くなっております。

しかし2年前の令和2年度は63%ということで、昨年度は特別数値が良くなっていたという状況でございます。その内容になりますが、まず、最低賃金帯で働かれている方が、今年度それと令和2年度では約6割ということで、この比率が高くなっている理由です。ある警備業者さんが県の機関の警備業務を複数請け負っている関係で、延べ人数も多くなっております。そちらの会社で雇用されている方の最低賃金割合が高くて、その数値がこの警備業務全体の約6割として表れております。

次に、昨年度だけの割合が低かったことについてですが、令和2年10月に発表された長野県の最低賃金につきましては849円ということで、令和元年10月に発表された最低賃金と比べて前年比プラス1円というほぼ上がっていない状況でありました。

ここからは推測になりますが、その警備業者さんにおいて、最低賃金どおりプラス1円ではなく、それよりも多く賃上げをしていただいた結果、最低賃金帯に属する人が少なくなった。令和4年度調査においては、最低賃金がプラス28円ということで大幅に上昇したため、それ以上引き上げることはできず、再び最低賃金に属する人が増えたのではないかと推測をしております。

次に設備関係につきましては、3%で横ばいとなっております。全体としまして49%の方が最低賃金辺りにいるということにございます。最低賃金が1円しか上がらないという特殊要因はありましたが、昨年度と比べ最低賃金割合は上昇しておりますので、こちらの割合が下がるよう努めてまいりたいと思います。

再度39ページを御覧ください。4の「調査結果の推移」です。委員の皆様にお送りした資料では、「調査結果」となっておりますが、すいません、「調査結果の推移」であります。お詫びして、訂正させていただきます。

雇用・賃金それぞれの推移を表にしてあります。(1)雇用の状況については御覧のとおり

りとなっております。平成 28 年度に比べると全体的に良くなっておりますが、近年はほぼ横ばいの状況となっております。

(2) の賃金の状況です。こちらは先ほども説明しました最低賃金の割合の推移です。平成 28 年度が 37%でしたが、先ほどもお話した令和 3 年度を除くと 50%付近で推移している状況となっております。

その下になります。こちらは基本給以外の賃金を含めました実態賃金全体の傾向を示したグラフとなります。こちらは、清掃・警備・設備管理業務の時間給換算した平均賃金の推移です。令和 4 年度のグラフを例に御説明いたします。一番下の 877 円、これが最低賃金の基本給に当たる部分です。その上の 103 円、これが基本給のうち最低賃金を超える部分の平均値となります。その上の 145 円、これは通勤手当や住居手当、扶養手当等の諸手当の平均値です。その上の 96 円が、賞与の平均になります。こちらのグラフには時間外給与は含めておりません。

合計額をグラフ一番上に表示してあります。平成 28 年度からの推移を見ますと、年度ごとに上がり幅の差はありますが、年々上昇をしております。参考に厚生労働省のほうで発表しております名目賃金指数というものを折れ線グラフで載せてあります。こちらは全国の労働賃金の実態を指数化したものになります。令和 2 年平均を 100 とした場合の各年度の平均の指数です。令和 2 年度平均を 100 としていないので、令和 2 年度の指数は 99.9 となっております。平成 28 年度が 99.8 で、最新の令和 3 年度が 100.6 ということで、全国的にはそれほど指数は動きはありませんが、長野県の清掃・警備・設備管理業務につきましては、年々指数以上の上昇をしているという見方をしております。

引き続き賃金実態調査により、清掃・警備・設備管理業務の実態を把握し、労働者の処遇改善などにつなげられるよう努めてまいりたい所存でございます。

資料 10 の説明は以上でございます。

○碓井会長

どうもありがとうございました。では、ただいまの御説明について、御質問や御意見がありましたらどうぞ。

湯本委員、どうぞ。

○湯本委員

私から 1 点お聞きしたいと思うのですが、最初の資料 1 のところで言おうか、ここで言おうかちょっと迷ったところで、前回審議会の中での県の回答を踏まえた中で、御承知のとおり、今度 10 月 1 日に過去最高の 31 円、最低賃金が上がるんですけども、先ほどの私の質問のとおり、契約や何か賃金の改定を踏まえて、今回の最低賃金が改善になったことに対して、県としてどんな対応されるかについてお聞きをしたいと思います。以上です。

○碓井会長

では、契約・検査課、お願いします。

○事務局

今、湯本委員のほうから御質問ありました最低賃金ですが、これまでずっと上昇を続けてきておるわけですが、今回上げ幅が過去最高という形だということです。県ではこれを受けまして、今月中を考えておりますけれども、県の各発注機関等に対しまして、まずは現在行っている契約につきまして、最低賃金を踏まえた契約内容になってるかどうかの確認を十分していただいた上で、必要がある場合は変更契約の対応を取っていただく、これから契約するものにつきましては、最低賃金を踏まえた予定価格の設定をしていただくように通知をする予定です。

以上でございます。

○碓井会長

湯本委員、よろしゅうございますか。

他にいかがでしょう。ありませんか。大丈夫ですね。それでは、これも承ったということにさせていただきたいと思います。

カ 少雪時における除雪及び凍結防止剤散布業務の固定経費について

○碓井会長

それでは、カの「少雪時における除雪及び凍結防止剤散布業務の固定的経費について」事務局から御報告お願いいたします。

○事務局

資料 11 につきまして説明をさせていただきます。40 ページを御覧ください。

1 の「趣旨」ですが、年間降雪量に応じて毎年度の業務量が大きく変動する特性がある除雪及び凍結防止剤散布業務について、持続的な除雪体制を確保・維持するため、少雪の年でも必要となる固定的経費を除雪等業務委託費として積算計上するというものです。ここで固定的経費とは、除雪作業等の実作業が全くなかったとしても、除雪体制を確保するために必要となる経費のことです。今回、この固定的経費を国の積算方法に準じて計上するというものになります。

2 の「積算方法等」ですが、算定式については記載してあるとおりです。下の固定的経費のイメージ図を御覧ください。左側の図が、従来の除雪等業務委託費の積算のイメージです。横軸が降雪量で、右側へ行くほど降雪による除雪作業が増え、縦軸の金額が増えるようなグラフとなっております。

これまでも固定的経費は、このグラフでオレンジ色の機械管理費という項目で、県独自でも計上しておりました。昨年度、国において固定的経費の計上の試行が行われまして、その方法によると、現在の県の積算方法で不足する額が生じているという結果となりました。

そこで、右側の図のとおり、国の積算方法に準じて、その不足額、青色の部分の計上することとしました。この不足額は、降雪量が多くなり除雪作業経費等の合計額が固定的経

費の全体額を上回るまで計上することとしております。

最後に3「適用」ですが、令和4年9月15日以降に公告する県の除雪及び凍結防止剤散布業務への適用を予定しております。

説明は以上です。

○碓井会長

ただいまの御説明について、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。よろしいですか。除雪業務はいつもこの審議会でも議論されてきて、それに関係しています。よろしいですか。

木下委員、どうぞ。

○木下委員

これにつきましては、建設業界からも長年要望が出ておりまして、特に長野県内の東信ですとか飯田・伊那のような雪が年に何回も降らない地域では、今まで機械の維持やオペレーターの雇用といったものに非常に苦勞してやってまいりました。今回、こういった出勤がない場合でも、最低、オペレーターの通年雇用ですとか、除雪機械の維持管理ができるような費用が計上されれば、よりありがたいなと思っております。

この他にも、現在降雪情報がありますと待機料というのは各企業に支払われるのですが、降雪情報がない週末の土日ですとか年末年始の長期休暇、こういったときも、実際には各企業は除雪だとか融雪剤散布で、オペレーターに待機料を払って待機してもらっています。給料を払っているわけです。

ですから、そういった企業の労働者というのは年末年始にどこにも出かけられない、そういった状況が続いておりますので、今回の改正によりまして、そういった実際に支払っている一般管理費、待機料、こういったものが補填されれば、除雪体制の維持というものに非常にプラスになると思います。

しかしながら、本当にその費用が足りてるかどうかというのは、毎年の検証が必要ではないかなというふうに考えています。以上です。

○碓井会長

どうもありがとうございました。

これは道路管理課のほうで、何かお答えはありますか。足並みをそろえている中で、国にも働きかけるとか何か。

○事務局

除雪体制の維持というのは道路管理課としても非常に重要な課題だと思っております、今後も国の動向等に注視しながら、できる項目から実態に合った積算体系にしていきたいというふうには考えております。

以上です。

○碓井会長

ほかにいかがでしょう。
相澤委員、どうぞ。

○相澤委員

時間の前後がよく分からないので教えていただきたいのですけれども、1の「趣旨」の業務委託費として計上しますというのは、予算ということですか。これはいつの話ですか。2番の積算方法で、ただしこういう場合には計上を適用しないという、この両方の時間軸というのですか、そのタイムスケジュールというか、それがよく分からないのですが、教えていただけますか。

○事務局

うまく回答になっているかどうか不安なのですが、まず「趣旨」のほうで「計上します」ということにつきましては、固定的経費が企業のほうでかかっているのですけれども、うちのほうで、今までその固定的経費と思われるものを支払ってきたのですが、ただ不足する額が判明したので、それについてこれからお支払いしますという意味でありまして、それはお支払いをするという、契約の後、最後3月の時点で精算したときに、足りないようであればお支払いするし、除雪の作業がきっちりたくさんあった場合にはお支払いする必要がないので支払わないということで、そのことが先ほど2番のほうにある「適用しない」という意味になりまして、雪がかなり多くて除雪作業が十分ある場合にはその固定的経費というのは作業費の諸経费率の中で賄えるので、そういう場合はお支払いしませんという、そういう意味になりますが、お答えになってますでしょうか。

○相澤委員

分かりました。ありがとうございました。

○碓井会長

そうすると、私から質問ですが、精算的な作業をなさるという趣旨ですか。

○事務局

最後のときに、雪の降り具合によりますので、極端な話降雪量がゼロだった場合、作業にかかるものは一切支払われないことになりますので、そのときは、作業にはかからなかったのですけれども、実際除雪体制を組む上で会社は費用を負担しているので、その部分をお支払いするのですが、それは3月にならないと雪がどれぐらいだったのか、作業がどれぐらいになったかというのは分かりませんので、最終的に精算の時点で支払う、支払わないがはっきりするということになります。

○碓井会長

そうすると、長野県でそんな事態が生ずるか分かりませんが、4月に大雪が降ったときはどういうふうにするのですか。

○事務局

4月の場合は、今度次の年の予算になりまして、それは契約は一体でやっているのですが、別途になります。

○碓井会長

次の冬に位置づけるのではなくて、別口に考えると、そういう理解でいいですね。

○事務局

はい。

○碓井会長

分かりました。よろしいですか。

それでは、以上でこの件についても承りましたということにさせていただきたいと思えます。

そうしますと、以上で今日いただいている報告事項の案件も終わったということになると思います。予定していた議事が終了しておりますので、この辺で事務局のほうに進行をお返ししてよろしいでしょうか。

では、事務局にお返ししたいと思います。皆様御協力ありがとうございました。

3 その他

○小池企画幹

碓井会長、どうもありがとうございました。また、皆様、慎重審議をありがとうございました。

では、次第3「その他」でございますが、1点お願いいたします。次回の第2回契約審議会の開催について、11月中旬に予定したいと存じます。後日担当のほうから日程調整の御連絡をいたしますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

委員の皆様から、何かございますでしょうか。

4 閉 会

○小池企画幹

ないようですので、以上をもちまして、令和4年度第1回長野県契約審議会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

(了)